

30 陳情 第 2 号	区民が安心して利用できる介護を求める陳情
付託委員会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成30年2月14日受理、平成30年2月21日付託
陳情者	新宿区北新宿————— ————— 会長 —————

(要 旨)

- 1 要支援1・2又は事業対象者に対する総合事業のサービスについては、他区並に導入前の単価と月ごとの精算方法に戻してください。
- 2 基本チェックリストによる認定は止めてください。
- 3 低所得者でもサービスが利用できるよう、利用料の減免制度を作ってください。

(理 由)

新宿区の総合事業は2016年4月から始まりました。これまでの予防給付から介護予防・生活支援サービス事業として区独自の訪問型サービスと通所型サービスになり、月単位の精算から単価と回数による実績での精算になりました。

訪問型サービスの訪問介護相当サービスは、身体介護の配分で3段階に分類されましたが、3つのうち2つの単価が下がりました。通所型サービスの分類はありませんが単価が下がり、送迎、入浴などが別料金メニューで加算されています。

私たち—————は、2016年の10月から11月にかけて区内206の事業所にアンケートを送付し、2015年度からの介護報酬の引き下げ、2016年度からの総合事業の実施など、この間の影響を把握するための実態調査を行いました。113事業所からの返信で、総合事業の対象である要支援1・2の方や事業対象者が利用している事業所の多くが収入が減るなどの影響を受けていること、少なくない事業所で軽度者の受け入れを抑制していることなどが分かりました。経営が成り立たなければ、サービスを提供できませんし、それでは区民にとって「利用したいのにサービスがない」深刻な事態となります。

総合事業は各自治体が独自に取り組む事業になりましたが、新宿区以外の22区は、ほぼ導入前の単価と月ごとの精算方法で行っています。新宿区でできないはずはありません。どうか導入前の単価と月ごとの精算方法に戻してください。

また基本チェックリストによる事業対象者は、急に福祉用具や訪問看護などが必要になっても利用することができないことや、医療情報がないことで入浴や食事などで問題が発生しかねません。基本チェックリストを使うのは止めてください。

最後に、介護保険料を払うのが精いっぱい必要なサービスを利用するためのお金がない方がいます。誰もが安心して生活できるよう区として減免の制度を作ってください。

30 陳情第 2 号